

牧之原市持続的販路拡大支援事業補助制度 申請受付実施概要

1 制度の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内小規模事業者の事業継続を支援するため、牧之原市は令和2年4月16日～令和3年3月31日の期間内に販路拡大・販売促進の取組（広告・宣伝）を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

(2) 補助金の交付対象者

牧之原市持続的販路拡大支援事業制度にのっとり、販路拡大・販売促進に取り組む事業者で、次の申請要件を満たす方

2 補助金の申請要件

(1) 要件 次の①～④の全ての要件を満たす者とします。

①中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる中小企業者及び第2条第1項第3号から第7号までに掲げる組合であること。

資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人）以下の会社及び個人であること。

②市内に店舗、工場又は事務所を有し、本制度に係る補助金申請日以前6箇月以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること

③本制度に係る補助金申請日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く）を完納していること。

④新型コロナウイルス感染症の影響による影響を受け経営の安定に支障を生じ、令和2年1月以降のいずれか1か月の売上高が前年の同期と比較して20%以上減少又は申請日の属する月の前月の売上高が前々月の売上と比較して20%以上減少していること。

(2) 対象事業

販路拡大に要する経費のうち、チラシやダイレクトメール、割引クーポン券などの広告物作成費（ただし郵送料を除く）、新聞折込費（新聞広告掲載費）、ホームページの作成・機能拡充等インターネットを利用した販路拡大に係る宣伝費用、その他市長が認めた経費

(3) 申請手続

- ① 金額 対象経費の3分の2以内の範囲内で、1事業者当たり上限 10万円
- ② 申請回数 1事業者1回に限る。（共同で事業を実施し、その一員となった場合に限り、2回までとする）

個人1回の計 1回	共同1回の計 1回	個人1回+共同 1回の計2回	個人1回+個人 1回の計2回	共同1回+共同 1回の計2回
○	○	○	×	×

※1事業者では実施ができないが、複数の事業者が集まり、実施することにより効果が見込める場合は共同事業として対象と認める。

なお、1媒体の広告が複数の事業者からなる広告宣伝であっても、請求書・見積書等が個々の事業者に対しそれぞれ発行される事業については、個人事業とみなす。

一方、複数の事業者からなる広告宣伝であっても、請求書・見積書が申請者（代表者等）1名にのみ発行される事業については、共同事業とみなす。（ただし、同一の広告媒体を個人と共同で重複して申請することはできない）

(3) 申請書類

以下の申請書類を全て提出してください。（詳細は別表1に規定）必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- ① 牧之原市持続的販路拡大支援事業補助金申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
 - ・ 資料として見積書
 - ※既に事業を行っている場合は領収書
- ④ 売上減少状況等報告書（様式4）
 - ・ 資料として試算表、売上台帳の写し、決算書等
- ⑤ 事業者概要書
- ⑥ 牧之原市で事業を6箇月以上継続して営んでいることを証明する書類
 - ・ 個人の場合 令和元年度の決算書、又は月々の収支がわかる帳簿の控え等
 - ・ 法人の場合 令和元年度の法人概況説明書の控え
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

3 その他

(1) 必要な申請書（様式）の入手方法

①牧之原市公式ホームページ

牧之原市公式ホームページの以下のページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/41/34548.html>

②市関係機関等での配布

機関名	住所
牧之原市商工振興課	牧之原市相良275 牧之原市役所相良庁舎2階
牧之原市商工会	牧之原市波津691-2

(2) 申請方法

- ・ 牧之原市商工振興課（相良庁舎2階）に必要書類を持参の上、提出してください。

(3) 補助金の決定

- ・ 申請書類を受理後、内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書を送付いたします。
※市税の滞納確認を行うため1週間ほど期間をいただく場合があります。

(4) 補助金の確定

- ・ 事業実施後、実績報告を審査し、適当と認められるときは、交付確定通知書を送付いたします。

(5) 補助金の請求

- ・ 交付確定後、請求書を御提出ください。入金には2週間程度かかる場合があります。

牧之原市統的販路拡大支援事業の申請書類

申請に当たり、以下の全ての書類等が必要となります。

確認事項	チェック
① 牧之原市持続的販路拡大支援事業補助金申請書（様式 1） <input type="checkbox"/> 補助額が上限 10 万円以内である	
② 事業計画書（様式 2） <input type="checkbox"/> 事業の内容が販路拡大・販売促進に取り組むことである	
③ 収支予算書（様式 3） <input type="checkbox"/> 収入と支出の計が同じである 支出を確認するため御提出ください <input type="checkbox"/> 見積書 ※ <input type="checkbox"/> 事業後の場合は領収書	
④ 売上減少状況等報告書（様式 4） <input type="checkbox"/> 減少率が 20%を超えている 売上げの減少を確認するため御提出ください <input type="checkbox"/> 対象月の試算表、売上台帳の写し、決算書等	
⑤ 事業者概要書 下記の条件に当てはまるかチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資の総額が 三億円 （小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 五千万円 、卸売業を主たる事業とする事業者については 一億円 ）以下の会社である。 <input type="checkbox"/> 常時使用する従業員の数が 五十人 （商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 二十人 ）以下の会社及び個人である。	
⑥ 牧之原市で事業を 6 箇月以上継続して営んでいることを証明する書類（写しで可） <input type="checkbox"/> 個人の場合：令和元年度の決算書及び帳簿等月々の収支がわかる書類の控え <input type="checkbox"/> 法人の場合：令和元年度の法人概況説明書の控え	
⑦ その他市長が必要と認める書類 必要に応じて求めることがあります。	

※写し等の用紙は A4 サイズとしてください。